

金融ADR制度について

金融ADR制度とは、金融分野における裁判外紛争解決手続きのことであり、金融商品やサービスの苦情に対する確に対応し、利用者保護の充実を図ることを目的としたものです。当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本少額短期保険協会と契約しています。

当社との間で問題を解決できない場合には、同協会にご相談、または、解決の申立てを行うことができます。同協会内に設置されている「少額短期ほけん相談室」（指定紛争解決機関）が窓口です。

ご意見・苦情等のお申出に際してのご案内

少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

一般社団法人日本少額短期保険協会は、保険業法第308条の2第1項（平成22年10月1日施行）に基づく「指定紛争解決機関」（＝「指定ADR機関」）の指定認可を平成22年9月15日、金融庁長官より取得いたしました。

この指定取得に伴い当協会は本年10月1日より紛争解決支援機関として「少額短期ほけん相談室」（以下「相談室」といいます）・「裁定委員会」・「消費者委員会調査部会」を開設し、ご契約者をはじめ、一般消費者の皆様から少額短期保険全般に関するご相談・ご照会・苦情処理および紛争解決を行うこととなります。

少額短期保険業者に対する相談・苦情のお申し出につきましては、「少額短期ほけん相談室」（以下「相談室」）が公正かつ中立な立場から少額短期保険業者との和解の斡旋・解決支援をいたします。また、弁護士・学識経験者・消費者相談員等によって構成される「裁定委員会」を設置し、苦情を受け付けてから1か月を経過した後も未解決の案件につきましては、ご契約者または業者の申立により「裁定委員会」を開催し、和解の仲介・裁定（和解案の作成）をさせていただきます。

●少額短期ほけん相談室（指定紛争解決機関）

TEL:0120-82-1144

FAX:03-3297-0755

受付時間：9時～12時、13時～17時

受付日：月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く）

制定 令和元年6月6日
まごころ少額短期保険株式会社